

## 第3次江田島市総合計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル募集要項

### I 公募型プロポーザルの概要

本市の現(第2次)総合計画は平成27年度から令和6年度までの計画で、江田島市内外の人々に島の恵みを実感してもらうことを最終的な目標とし、市民参画による協働と広域的な視点に立った交流をベースに「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を10年後の目指す姿(スローガン)として掲げてまちづくりに取り組んできた。

その現計画が令和6年度で計画期間終了となる。その検証結果に加え、避けては通れない少子高齢化による人口減少やDX社会の進展など本市を取り巻く社会情勢や多様な主体の意見を幅広く取り入れ、さらには、まちづくりを自分事として取り組めるよう地域住民の意識の醸成を図り、10年後の江田島市のあるべき姿を示した次期(第3次)総合計画を策定する。

このため、この計画策定を支援し、本市の明るい未来を共に計画していただける事業者を選定するために、公募型プロポーザルを実施するものである。

### II 委託業務内容

#### 1 業務名

第3次江田島市総合計画策定支援業務(以下「本業務」という。)

#### 2 委託期間

契約締結の翌日から令和7年(2025年)3月31日(月)まで

#### 3 業務内容

別紙「第3次江田島市総合計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

#### 4 事業費

14,460,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内

内訳 令和5年度 8,193,000円

令和6年度 6,267,000円

#### 5 事務局

江田島市大柿町大原505番地 江田島市企画部企画振興課

TEL:0823-43-1630 FAX:0823-57-4433

E-mail:[kikaku@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:kikaku@city.etajima.hiroshima.jp)

### III 応募者の参加資格

#### 1 応募者の構成など

##### (1) 応募者の定義

応募者とは、発注者が仕様により要求する項目及び自らが提案する実施業務を確実に遂行するために必要な経営・技術能力を備えた企業・事業者(以下「企業等」という。)とする。

#### 2 応募者の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 本事業の実施に必要な知識，経験，技術的能力を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - イ 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間，国及び地方公共団体の競争入札参加有資格者指名停止等の措置を受けている者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
  - オ 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
  - カ 国税，地方税を滞納している者
  - キ 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者に該当する者

### 3 その他

- (1) 公告日から優先交渉者決定の日までの期間に，応募者が資格など条件を欠くこととなった場合は失格とする。

## IV 参加に関する手続

### 1 募集スケジュール

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| プロポーザルの実施案内(公告) | 令和5年5月22日(月)            |
| 募集要項等の配布        | 公告日～令和5年5月29日(月)        |
| 質問の受付           | 公告日～令和5年5月29日(月)        |
| 質問に対する本市からの回答期限 | 令和5年5月31日(水)            |
| 参加表明書の提出期限      | 令和5年6月5日(月)午後5時         |
| 企画提案書等の提出期限     | 令和5年6月19日(月)午後5時        |
| プレゼンテーション，選考    | 令和5年6月下旬 ※専門委員会委員の日程調整要 |
| 選考結果の通知         | 令和5年7月上旬                |

### 2 募集要項等の配布

- (1) 配布方法
 

江田島市役所企画部企画振興課（江田島市役所本庁舎3階）で配布する。なお，江田島市ホームページからもダウンロード可能とする。
- (2) 配布期間
 

公告日から5月29日（月）まで

### 3 質問書の受付

- (1) 提出方法
 

本プロポーザルに係る質問がある場合には，「質問書(様式第3号)」を記入の上，事務局宛てにEメールで提出すること。なお，質問書を送信した際には必ずその旨を事務局宛てに連

絡し、質問書の着信を確認すること。

(2) 質問の受付期間

公告日から5月29日(月)まで (江田島市役所の閉庁日を除く)

(3) 質問への回答

質問書の提出があった場合には、5月31日(水)を期限として質問者及び応募者に対し随時回答する。

#### 4 参加表明書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本募集要項、仕様書及び江田島市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

|            |   |
|------------|---|
| ア 参加表明書    | 様式第1号   |
| イ 会社概要書    | 様式第2号   |
| ウ 法人登記簿謄本  | 履歴全部事項証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの                                    |
| エ 印鑑登録証明書  | 申請日から3ヶ月以内に発行されたもの  |
| オ 納税証明書    | 国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する証明書(納税証明書や完納証明書など)で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの |
| カ 財務諸表等の写し | 直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど   |

(2) 提出期間

公告日翌日の午前8時30分から令和5年6月5日(月)午後5時まで(江田島市役所の閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により事務局へ提出すること。

#### 5 企画提案書等の提出

企画提案書は、次の記載内容の項目を全て記した上で、提案書類提出書(様式第5号)を提出すること。

(1) 企画提案書への記載内容

表紙には「第3次江田島市総合計画策定支援業務 企画提案書」と記載するとともに、応募者名を記載すること。

記載すべき内容は以下の事項に沿って作成すること。

ア 事業推進体制等に関する事項

(ア) 推進体制

a 本事業の全体管理責任者を明らかにするとともに、実施体制図を作成すること。

b 提案する実施業務案の実施体制を明らかにすること。

(イ) 事業実績

総合計画の策定などの類似業務を実施した実績(発注者、事業実施年次、事業内容)を記載すること。行政機関での実績があれば、積極的に記載すること。(複数記載可)

(ウ) 日程（業務実施スケジュール）

(エ) 見積額（令和5年度, 令和6年度の2年度分で, 消費税及び地方消費税を含む額とすること。）

イ 計画策定に関する事項

応募者が提案する計画策定案を具体的に記載すること。

(ア) 本市の現状や課題, 取り巻く状況の把握方法

(イ) 計画策定業務の方針

(ウ) 成果検証の指標

(エ) 市民意見の聴取方法

(オ) 市民等への意識の醸成方法

ウ 成果品に関する事項

成果品のデザイン案

エ その他

独自提案事項

(2) 提出部数

ア 提出部数

正本1部, 副本10部

イ 書式体裁

企画提案書はA4判で, 必要な内容のみを記載し, いたずらに頁数を増やさないこと。

ウ その他

企画提案書は, 1者1提案とする。また, 採用された提案の著作権は, 江田島市に帰属する。

(3) 提出期限

令和5年6月19日(月) 午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は, 配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により事務局へ提出すること。

## 6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した応募者に対してプレゼンテーションの実施を求めるとともに, 必要に応じてヒアリングを実施する。プレゼンテーションは提出済みの企画提案書を用いて行うこととし, 追加資料の提出を認めない。なお, プレゼンテーションの詳細な日時, 場所, 内容等については, 事務局から応募者に通知する。

(1) 日 時

令和5年6月下旬(予定)

(2) 場 所

江田島市役所(予定)

(3) 内容

プレゼンテーション時間は, 説明及び質疑応答を含め30分程度(予定)。なお, プレゼン

テーションには実際に計画策定支援に携わる担当者を参加させること。

(4) その他

プレゼンテーションの順番は、提出のあった順により決定する。

## V 参加辞退

参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

## VI 選考方法

### 1 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書の審査は、第3次江田島市総合計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル方式受託者特定審査委員会専門委員会により行う。
- (2) 応募者について、プレゼンテーション実施後、企画提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
- (3) 評価項目により審査委員による採点を行い、その結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の応募者を事業候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定する。最高得点の応募者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定する。
- (4) 応募者が1者の場合であっても、審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を事業候補者として選定する。
- (5) 審査結果は応募者に文書にて通知する。
- (6) 審査結果は、原則として公開する。なお、審査結果に対する異議の申立てはできない。

### 2 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を経過してから企画提案書等を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要項に違反すると認められた場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) そのほか不正行為があった場合
- (6) 選定審査中に、参加資格を満たしていない場合

### 3 審査基準

| 評価項目            |      |                                      | 配点 |
|-----------------|------|--------------------------------------|----|
| 1 事業推進体制等に関する事項 | 推進体制 | 推進体制は、本業務の確実な実行が見込まれるものとなっているか。      | 5  |
|                 | 事業実績 | 本業務の確実な実行が見込まれる事業実績を有しているか。          | 5  |
|                 | 日程   | 本業務の確実な実行が見込まれる日程となっているか。            | 5  |
|                 | 見積額  | 適切かつ妥当な価格提案がなされているか。                 | 5  |
| 2 計画策定に関する事項    |      | 本市の現状や課題、取り巻く状況が具体的かつ的確な把握方法になっているか。 | 10 |
|                 |      | 計画策定業務の方針は的確であるか。                    | 10 |
|                 |      | 成果検証の指標は具体性があり、適当であるか。               | 10 |

|             |   |     |
|-------------|---|-----|
|             | 市民意見の聴き取り方法等は的確に市民の意識が把握できる内容になっているか。         | 10  |
|             | 市民等への意識の醸成が図られる提案となっているか。                     | 15  |
| 3 成果品に関する事項 | 成果品のデザイン案は市民が手に取って読んで見たくするような工夫がされた提案となっているか。 | 10  |
| 4 その他       | 意識の醸成に効果が高いと見込まれる独自提案事項が提案されているか。             | 15  |
| 合計          |   | 100 |

## VII その他

- 1 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーションへの参加など、本プロポーザル提案に要する費用は参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等は、返却しない。なお、提出された書類等は、本市において、審査及び説明の目的のため複写して使用できることとする。ただし、応募者に無断で本プロポーザルの審査以外に使用しない。
- 3 提出した企画提案書と見積書の提出期限後の差替え、追加、削除等は、認めない。